

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
一般社団法人長野県薬剤師会	出	<p>① ・薬局に来客した高齢者等への啓発資材の配布並びに声掛け</p> <p>② ・ポスター掲示 ・患者さんのご家族に対する注意喚起 ・一般向けイベント（環境フェア、県民公開講演会）の際に啓発資材の配布、周知 ・お薬を入れる袋などに手口、対策など注意喚起を載せる。</p> <p>③ ・平成30年3月19日県警本部長から発信された「特殊被詐欺被害多発に伴う緊急メッセージ」を各地域へ配布し、家庭や職場、薬局窓口での声掛け実施</p> <p>④</p> <p>⑤ ・自動録音、アナウンスのついた電話機の紹介</p>
社会福祉法人長野県社会福祉協議会	出	<p>① ・相談等で相談者が高齢者の場合被害にあわないように指導する。</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
NPO法人長野県介護支援専門員協会	出	<p>① ・担当御利用者・御家族には、緊急メッセージを直接お渡しする中で、話をさせていただき注意を促しています。</p> <p>②</p> <p>③ ・各勤務先内でメッセージを共有し、各事業所内で注意を促しています。</p> <p>④ ・利用者さん個々に、身体状態に違いがあり、どれだけ理解されているのかは疑問が残ります。</p> <p>⑤ ①身近で直ぐに相談できる関係性の構築 ②地道な啓発活動</p>
NPO法人長野県宅老所・グループホーム連絡会		<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>

○グループ (共通)

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
長野県ケアハウス協議会	出	<p>① ・協議会会議（年2回）の中で最新情報や啓発通知などの共有を行うことで、施設毎、職員・入居者に対して連絡、注意喚起を行っている。 ・通知や電話、または訪問に対して職員が必要に応じて相談・立ち合いなどしている。</p> <p>② ・巧みに方法を変える詐欺（グループ等）について情報をキャッチし、会議等の場で共有・注意喚起を行う。</p> <p>③ ・得た情報は会議毎、共有・注意喚起をしている。</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
長野県消費者団体連絡協議会	出	<p>①</p> <p>② ・各団体や組織が相互に連携し、協力することができるとより効果が高いのではないかと感じる。</p> <p>③ ・長野県消団連では毎年秋に、県内9会場にて市町村消費者行政の担当者さんと地域の消費者団体及び消費生活サポーターとの懇談会を行っております。その中では、県内の市町村での消費者被害防止の取組事例をお聞きし、各地の消費生活サポーターの活動内容を交流しております。特に、市町村行政と消費生活サポーターとの連携協働の活動や、市町村行政と消費者団体との連携協働の活動が重要との意見が多く出されています（5年間、毎年開催しております）。</p> <p>④ ・市町村では消費者行政の担当者が兼務体制が多く、懇談会への出席が少ないことが悩みです。</p> <p>⑤ ・やはり金融機関の窓口での気付きや声掛け、チェックが重要であると思います。</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
長野県生活協同組合連合会	出	<p>①</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連合会の会員生協（コープながの・生活クラブ生協）は日常的に地域の組合員宅への訪問（配達）を行い、声をかけています。そのような際に注意喚起やお困りごとへの対応を含めて、見守り活動を行っています（コープながのは見守り協定を県と締結しております。） ・長野県は広い。各地域での行政や消費者団体が連携・協働して地域での啓発活動を実施する。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連合会の会員生協（コープながの）は、長野県全域で消費者被害防止の学習会を、開催する地域の市町村や消費者団体と協力協働して開催しています。 <p>④</p> <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で身近に声をかけられる人、声をかける人がいることが、また、そういう地域でのつながりが大切だと思います。地域での見守りネットワークをもっともっと広く構築していくことが大切だと思います。消費生活サポーターも見守りネットワークに参加できると良いのですが、、、。 ・今年、スタートする「消費者大学」の受講生（卒業生）の活動の受け皿を危惧しています。現在の消費生活サポーターの養成時には、養成講座を行う長野県と、委嘱後に活動の場となる市町村との連携が弱かったと感じています。その結果、サポーター登録をした多くの人から、活動の場がない、市町村との連携がスムーズにできないとの困りごとがあったと記憶しています。地域でのスムーズな活動や活躍につながるような連携・協働の関係づくりにご配慮いただきたいと思っております。
一般社団法人長野県連合婦人会	出	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容が複雑になり、簡単な啓蒙だけでは防げないので、多くの人から、手口方法を聞いて啓発していく必要がある。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>④</p> <p>⑤</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
一般社団法人長野県労働者福祉協議会	出	<p>① ・2カ月に1回、機関紙を発行（構成団体中心に1万部）し、そのなかで特殊詐欺防止に関する記事を掲載し、注意喚起を行っている。 ・11月25日実施の「みらいあんしん」学校のなかで、インターネット関連の特殊詐欺防止講座を開催し、14名が受講した。</p> <p>② ・構成団体傘下の勤労者に対し、本人・ご両親が詐欺に遭わないよう、注意喚起を繰り返し行う。</p> <p>③ ・①と同様。</p> <p>④ ・注意喚起を行う対象者から、家族への広がりが見えない。</p> <p>⑤ ・県民の世代に合わせた消費者教育を、県内の様々な企業・団体と協力して進めていく。</p>
長野県消費者の会連絡会	出	<p>① ・銀行、消費生活展でのチラシ配布と呼びかけを行っている。</p> <p>② ・高齢者だけではなく、若い人々にも啓発活動をしていく。 ・紙芝居や、寸劇などで、区や町の集まりに発表している。</p> <p>③ ・紙芝居を、老人会や、町のイベントで発表</p> <p>④ ・「私は被害にあわないから結構です」という方もいる。</p> <p>⑤ ・コンビニ、金融機関に協力してもらい、行動があやしいことはないか注意を払ってもらうよう、啓発活動をしたり、PTAの集まりなどでも、同居家族の行動を察知できる様呼び掛けてもらう。</p>

○グループ (共通)

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部長野分科会	出	<p>① ・電話機は留守電にし、必要のない電話には出ないように伝え、受けてしまっても、必ず他の人に電話の内容を話すよう伝えていきます。</p> <p>② ・当団体は会員が長野県内に分散していますので、それぞれの家庭で、地域で、また務めている会社で情報を発信し、啓発活動を行うことができます。</p> <p>③ ・消費生活サポーターとして認定されている会員も多く、各地で啓発活動に参加しています。 ・以前は当団体で劇団を作り、詐欺や悪質業者の寸劇をし、啓発活動をしていました。 ・会員が講師となり、話に行くこともあります。チラシ等は会員の勤めている会社等で配布したこともあります。</p> <p>④ ・会員の多くが働いているため、平日の活動が難しいこと</p> <p>⑤ ・「振り込め詐欺」の手口は知っていても、自分は大丈夫という過信を取り除き、いざ自分に降りかかった時に頭が真っ白にならないための練習をする機会があったら良いと思います。高齢者は新しいことを覚えるのは難しく、慣れないことをするのも面倒になります。一人暮らしの高齢者にとって、電話機を留守電にすることもとても面倒なことです。また、電話はコミュニケーションのツールとして大切です。電話機器を面倒なく使えるまで、高齢者宅に訪問し、機械の使い方の確認や振り込め詐欺の情報提供、不審なものがないか見守ることなどができたらと思います。定期的に訪問することでコミュニケーションの輪が広がる気がします。</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
公益社団法人長野県防犯協会連合会	出	<p>① ・年金支給日に各地域防犯協会でも街頭啓発活動を実施しており、その際啓発物品として当協会で作成配布したポケットティッシュ等を配布している</p> <p>② ・各地域防犯協会傘下の防犯女性部が、寸劇などをおして特殊詐欺被害防止対策を行っており、これらの者に対して最新の手口等の教示。 ・機関誌「防犯信州」による広報啓発活動の実施</p> <p>③ ・「防犯女性部地域安全フォーラム」、「防犯指導員委員長会議」を毎年開催し、最新の犯罪情勢などを講義し、寸劇や各種活動の際の参考とするように依頼している。 ・（公社）長野県防犯協会連合会「金融防犯部会」を毎年開催し、県警の担当者から各金融機関の防犯担当者に対して、特殊詐欺被害の実例を基に講義を行い、窓口等における振り込み防止を図るよう依頼している。 ・機関誌「防犯信州」により、被害の発生状況や対策について広報を行っている。</p> <p>④ ・防犯女性部の活動は、全くのボランティアであり、実費弁償位の資金援助が出来れば良いと思われるが、資金の問題が絡んでおり難しい状況にある。 ・防犯女性部員は年々減少傾向となっており、実際に積極的に活動している者はほんの一部の者であり、更には高齢化が進み、今後活動自体が行われるか危惧される。</p> <p>⑤ ・電話に出ないこと、留守番設定にすることと言っても、お年寄りには他に話をする相手がないことから、電話が鳴ると喜んで出てしまう傾向がある。 地域社会でこの様なお年寄りを集めて「お茶のみサロン」的な場所を設け、話をする機会を設けるとともに、地域で活動しているボランティアの人に特殊詐欺を始めとした防犯・交通安全全体の話をしてもらうことが必要ではないかと考える。 なお、無償での開催となると難しい面もあるので、行政を巻き込んでやることも検討する必要があると思われる。</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
長野県弁護士会	出	<p>① ・高齢者向けに消費者出前講座（無料）を実施（実際の被害事例をもとにしたオリジナルの寸劇、被害防止のためのアドバイス）</p> <p>② ・高齢者等にとって相談しやすい環境、体制づくり</p> <p>③ ・高齢者向けひまわり長野電話相談（無料電話相談）</p> <p>④ ・特になし</p> <p>⑤</p>
長野県司法書士会	出	<p>① ・ラジオ放送による「特殊詐欺撲滅キャンペーン」に協賛し、特殊詐欺の手口等を知らせる注意喚起コメントを流したり、ラジオ出演により、被害の未然防止のための啓発活動を行っている。</p> <p>② ・教育現場や、当会が行っている法律教室等の場において、特に、地元を離れる生徒等に、特殊詐欺の知識を持ってもらい、自分の家族が被害に遭わないように、定期的に家族と連絡をとることや、家族でこうした問題を話し合うこと等呼びかける。 ・地域の地区長さん等に、自分の担当区域で配りものをする際に、特に高齢者の方に、特殊詐欺につき気をつけるようお話ししていただくことの協力をお願いする。</p> <p>③ ・特に高校生を対象とした「司法書士による市民法律教室」を開催し、特殊詐欺を未然に防ぐ知識の普及と、万一被害に遭った場合の対処法等につき啓発活動を行っている。</p> <p>④</p> <p>⑤ ・金融機関の窓口で振込みを防ぐことができた事例が多く報道されています。引き続き、金融機関の窓口等での対応が重要であり、直接的な効果が期待できると考えます。</p>
一般社団法人長野県経営者協会	出	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
長野県中小企業団体中央会	出	<p>①</p> <p>② ・本会広報用媒体等での周知・啓蒙活動</p> <p>③ ・本会ホームページ表紙にタイトル掲示し、県警の特殊詐欺の種類・手口と認知状況ページへリンクして啓蒙しています。</p> <p>④ ・特にございませぬ。</p> <p>⑤</p>
長野県商工会連合会	出	<p>① ・「特殊被詐欺被害多発に伴う緊急メッセージ」を商工会から会員に周知するよう依頼。</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
長野県農業協同組合中央会	出	<p>① ・J A信連より県内各J Aへ周知</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
株式会社ゆうちょ銀行 信越エリア本部	出	<p>① ・窓口及び渉外活動時でのチラシ、リーフレットなどによる注意喚起 ・ATMコーナーでの声掛け ・ゆうちょ銀行ホームページでの注意喚起</p> <p>② ・詐欺被害防止のため、真の取引意図を聴取により確認 ・現金による持ち帰りを希望される場合、小切手による払戻しを推奨</p> <p>③ ・詐欺被害防止のため、真の取引意図を聴取により確認 ・現金による持ち帰りを希望される場合、小切手による払戻しを推奨</p> <p>④</p> <p>⑤</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
日本郵便株式会社信越支社	出	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での声掛け（高齢者高額支払時等のアンケート実施） ・チラシの配布（来局時） <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察等と連携した年金支給日等にあわせたチラシ配り、声掛け等 ・ATMコーナー利用時の注意喚起音声アナウンス ・注意喚起チラシ・ポスター等の設置（窓口・ATMコーナー） ・レターパック等への注意喚起表示 ・ホームページでの周知 ・レシートへの注意喚起、表示 ・振り込み詐欺防止啓発かもめ〜る、年賀（協賛型かもめ〜る、年賀） <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察等と連携した年金支給日等にあわせたチラシ配り、声掛け等 ・ATMコーナー利用時の注意喚起音声アナウンス ・注意喚起チラシ・ポスター等の設置（窓口・ATMコーナー） ・レターパック等への注意喚起表示 ・ホームページでの周知 ・レシートへの注意喚起、表示 ・振り込み詐欺防止啓発かもめ〜る、年賀（協賛型かもめ〜る、年賀） <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご家族等への確認（高額支払い時） ATM利用時の高齢者送金金額上限等の設定
一般社団法人長野県銀行協会	出	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末に向け、会員銀行に対し、銀行協会と県警の連名で「詐欺に注意」というチラシを作成し、来店するお客様に配布している。 <p>④</p> <p>⑤</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
長野県信用金庫協会	出	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭、ATMコーナー等での声掛け注意喚起 ・年金支給日における注意喚起チラシの配布 ・渉外担当者による高齢顧客訪問時の注意喚起 ・高齢顧客を中心とする旅行、イベント等でのチラシ配布 ・被害防止のための講演会の開催 ・ATM高齢者利用制限 ・自己宛小切手による振込対応 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATM画面に注意喚起のメッセージを表示する。 ・ATMコーナーにおいて特殊詐欺被害防止の音声メッセージを流す。（長野） ・高齢者宅訪問時の注意点について庫内職員への周知 ・年金受給者等に対して、詐欺電話対策として有効と考える防犯機器（自動音声録音）の紹介、設置までのサポート。（松本） <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県警からの依頼を受け、4か所の店舗外ATMで音声メッセージを流している。（長野） ・地元警察等の協力のもと、防犯機器紹介チラシを制作中。（松本） ・伊那市と金融団において高齢者宅訪問時の見守り事業の協定締結（アルプス中央） <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗外やコンビニATM等の金融機関職員の目の届かない場所での被害も多く、きめ細かい総合的な啓発活動が必要。 <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰り返しによる啓発。
長野県信用組合	出	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業店における、推進会議・警察等作成のポスター・チラシの提出及び配布 ・振り込め詐欺チェック表を用いての応対 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応窓口職員に対する、最近の発生状況・傾向の周知 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の発生状況・手口その他、取り扱い防止事例を通知し注意喚起 <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
長野県労働金庫	出	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭・ATMコーナー等への啓発ポスターの掲示。 ・「振り込め詐欺防止対応の重要性」の職員への教育。 ・各営業店窓口での声掛け等を実施。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発・店頭での声掛け活動の継続 <p>③</p> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「信じ込まされたお客様」に「確認の要請」や「特殊詐欺の懸念について冷静になっていただくこと」への対応面で苦勞している。 <p>⑤</p>
農村女性ネットワーク ながの	出	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立していると情報が得にくく、周囲に相談もできないと思われるため、声かけをしたり、行事やグループ活動に誘ったりしている。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員による地域への啓発 ・行事を行う際の参加者への啓発 <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
中日新聞長野支局	出	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
財務省関東財務局長野財務事務所	出	<p>① ・随時依頼を受け、地域公民館等での講演やリーフレットの配布により、注意喚起に取り組んでいる。</p> <p>② ・高齢者を抱えるご家族やその他幅広い世代に対する①の取組の強化 ・家庭を訪問し、ご家族と接する機会の多い金融機関と連携した注意喚起</p> <p>③ ・①の講演の対象者には、高齢者を抱えるご家族が含まれている場合もあるが、そのような方々を対象とした講演等の機会を増やしていく必要。</p> <p>④ ・当事務所は、高齢者を抱えるご家族と接する機会が少ないため、各団体の活動の中において、例えば、地域の自治会やサークル等と接する機会に、講演等の要望を把握した場合には連絡いただければありがたい。</p> <p>⑤ ・幅広い世代に対する講演やリーフレットの配布の継続</p>
長野県インターネットプロバイダ防犯連絡協議会	出	<p>① ・高齢者などに向け、インターネットを安全に利用するための講座を開催している。</p> <p>② ・ISP事業者として日々顧客サポートを行っているが、特に高齢者の顧客に接する機会に注意点を周知し、被害の兆候などあれば注意喚起する。 ・自主放送を通じて近隣の被害の実態や傾向などを伝える。</p> <p>③ ・統計的な被害状況や各金融機関での取組み等について放送している。 ・「小さな親切」運動を通じて、被害防止の取組を行うボランティア団体に対し、実行章として表彰し、その模様を放送した。 ・「迷惑電話ブロックサービス（トビラフォン）」のサービス提供・案内。</p> <p>④ ・「振り込ませない」ための取組みが、一般の利用者の利便性を過度に低下させることを懸念するとの意見が寄せられたことがあった。</p> <p>⑤</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	出	<p>① ・電子マネー購入客、ATM利用客等に対し、不審に思ったら声かけしている 必要に応じて、警察への通報も行っている</p> <p>② ・店舗向け配布資料「SS活動通信」の中でオーナー・従業員に対し、お客様への声かけについて周知している ・キーワード：「高額」「端末」「POSAカード」「シルバー」「携帯」「ATM」 上記キーワードをもとに不審に思ったら、お客様に声かけする旨の案内</p> <p>③ ・店舗向け配布資料「SS活動通信」の中でオーナー・従業員に対し、お客様への声かけについて周知している ・キーワード：「高額」「端末」「POSAカード」「シルバー」「携帯」「ATM」 上記キーワードをもとに不審に思ったら、お客様に声かけする旨の案内 ・県警本部や所轄警察署と連携し、店舗における被害防止の声かけ訓練の実施</p> <p>④ ・コンビニエンスストア店舗（水際）での対応だけでなく、関係各位がそれぞれの立場で被害防止の取組を進め、連携を強化していくことが必要 ・全ての電子マネー購入客、ATM利用客を対象にする対応は実質的に困難</p> <p>⑤ ・様々な手段、場面で県民全体（事業者含む）への周知を継続的に行うこと</p>
佐川急便株式会社信越支店	出	<p>① ・マニュアルにて、集荷時の「荷物の中身確認」がルール化されている。 ・また、集荷時に不信な内容品や言動を感じた際は、上長への報告と警察への通報を行っている。※3年前に飯田市で集荷時に不信に思ったDRが警察へ通報し未然防止している)</p> <p>②</p> <p>③ ・警察庁から提供される「被害金送付先一覧」を本社・支店・営業所で共有し、集荷・配達時に送り先住所の事前確認を実施。</p> <p>④</p> <p>⑤</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
ヤマト運輸株式会社 長野主管支店	出	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
長野県教育委員会	出	<p>① ・新学習指導要領解説（平成29年7月）において中学校技術・家庭科（家庭分野）の学習内容のA（3）「家族・家庭や地域との関わり」C（1）「金銭の管理と購入」2つの関連を図り、地域の中から問題を見出し課題を設定し、解決方法を考える学習を消費者被害の背景やその対応について地域の実態で関連させて題材にすることができると示された。そのため、高齢者被害を防ぐ対策に取り組んでいる学校がある。</p> <p>② ・福祉教育の一環で高齢者施設に行くようなときに、小中学生・高校生が事前学習として、消費者被害に遭わない防止策を考え、高齢者の皆さんに伝えるような活動が考えられる。</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
一般社団法人長野県歯科医師会	欠	<p>① ・会員診療所受付窓口等での声掛け</p> <p>③ ・県・県警が作成する啓発ポスター等を会員診療所に掲示し、注意喚起を行う（随時）</p>
長野県民生委員児童委員協議会連合会	欠	<p>① ・民生児童委員が、日常活動の中で高齢者宅も訪問しているので、その際に被害防止の喚起を促している。</p> <p>③ ・民生児童委員対象の各種研修会の中で、県消費生活センターなどから消費者被害防止対策について説明をいただいている。</p>

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会	欠	<p>① ・県及び県警が作成するリーフレット等を会員施設へ配布し、施設利用者及びその家族に注意喚起をする。</p> <p>② ・通所施設のデイサービスセンターや訪問介護事業所の職員は、日常的に高齢者と接する機会が多いため、こうした職員に周知し注意喚起を行う。</p> <p>③ ・県及び県警が作成するリーフレットや通知文書を会員施設に配布し、職員に周知している。</p>
一般財団法人長野県老人クラブ連合会	(欠)	<p>② ・ご本人に対する啓発活動は研修会や大会のみとなるので、その中で講演を行う等。</p> <p>③ ・研修会で講演（県下4会場：6月実施）</p> <p>④ ・研修会に参加した人に啓発を行えますが、単老に伝達されているのか把握できていない。</p>
社会福祉法人長野県社会福祉事業団	欠	<p>① ・当事業団が運営する障がい者支援施設の利用者に対して、「世の中にはお金をだまし取ろうとする人がいる。」等の平易な話をして、お金を要求されることがあったら直ちに職員に相談することを周知徹底しています。</p> <p>② ・利用者の支援を行う職員自身の理解が深められるように、職員向けの研修を行う。 ・利用者の家族に対する啓発を行う。</p>
東日本電信電話株式会社 - 関信越長野支店	欠	<p>① ・一部営業拠点において、故障修理の際、高齢者に対する声掛けをしている。</p> <p>③ ・社員に対して、機会を捉えての注意喚起。</p>
長野県信用農業協同組合連合会	欠	③ ・金融機関としての水際対策（声かけや自己宛小切手の使用）やATMでの振込停止対策
長野県証券警察連絡協議会	欠	<p>① ・年に2回「証券詐欺被害防止キャンペーン」を長野駅前にてビラ配りを実施</p> <p>② ・金融機関としての顧客に対する注意喚起</p> <p>③ ・店頭にて被害防止のポスター貼付 ・出金顧客への声かけ</p> <p>④ ・なし</p> <p>⑤ ・家族間での連絡網の整備</p>
一般社団法人長野県生活衛生同業組合連合会	欠	② ・ホームページ等でリーフレット等を掲載し、会員及びその家族や近隣への声かけを呼び掛け。

○グループ（共通）

構成団体	出欠	<p>① 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動として、行っていることを記載してください。</p> <p>② 被害にあいそうな人（高齢者等）ご本人に対する啓発活動のほかに、各機関・団体として、どのような取組を行うことが可能と考えますか。</p> <p>③ ②について、既に取り組んでいることがありましたら記載してください。</p> <p>④ ②について、取組にあたり支障に感じていることがありましたら記載してください。</p> <p>⑤ その他、「振り込ませない」ために必要と考える取組がありましたら記載してください。</p>
赤十字奉仕団長野県支部委員会	欠	<p>① ・研修会等において、注意喚起している。</p> <p>⑤ ・家族内での合言葉</p>
長野県農村生活マイスター協会	欠	<p>② ・構成員による地域への啓発 ・行事を行う際の参加者への啓発</p>
信州大学	欠	<p>① ・学生に対し、悪質商法等の被害防止のため、新生ゼミにおいて注意喚起し、学内に相談窓口を設置していることを周知する。また、学内の掲示板に啓発ポスター等を掲示する。</p>
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟信越支部	欠	<p>① ・行政や警察などの啓発活動や呼掛けをケーブルテレビの番組などで取り上げての広報活動</p> <p>② ・当会会員に広報活動の実施を呼掛けて県民に意識の高揚を図る</p> <p>③ ・当会会員各社が行政や警察等と連携して其々で実施しています。</p>
株式会社長野日報社	欠	<p>① ・高齢者の購読率が高い「長野日報」の紙面を通じ、特殊詐欺の被害はもとより、前兆事案についても細かく記事化し、連日啓発を展開しています。</p> <p>⑤ ・留守番電話にして、メッセージを残さない人の電話には出ないことも有効策だと考えます。 ・家族や信頼できる人など、常に何かあったら相談できる人がいる環境をつくることだと考えます。（難しいでしょうが…）</p>

＜消費者行政の状況＞

事業実績等

長野県くらし安全・消費生活課

(1) 事業者指導による消費者取引の適正化及び安全の確保

ア 特定商取引に関する法律

◆行政処分（業務停止2件、指示3件）

年月日	取引形態	違反行為	処分
H21.10.20	訪問販売 (学習教材)	書面の記載不備、債務履行の遅延	指示
H25.3.29	訪問販売及び通信販売 (ミシン)	勧誘目的等不明示、契約書面の記載不備、広告における表示義務違反	指示
H28.3.9	訪問販売 (低周波・電気マッサージ 組合せ家庭用医療機器)	勧誘目的等不明示、不実の告知	業務停止 3か月
H28.6.28	特定継続的役務提供 (エステティック)	概要書面・契約書面の不交付、 債務の一部履行拒否	業務停止 3か月
H29.2.21	訪問販売 (排水管洗浄、防蟻工事、床 下補強、住宅リフォーム)	勧誘目的等不明示、契約書面の記載不備	指示

◆行政指導

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
口頭指導	4件	1件	5件	3件	2件

イ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
措置命令					1件
注意等の行政指導	13件	6件	7件	13件	6件
違反事実無・打切	11件	19件	19件	12件	18件
公取委（消費者庁） へ通知	1件				1件
計	25件	25件	26件	25件	26件

ウ 家庭用品品質表示法

◆立入検査の実施状況

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
検査店舗数	205 店舗	222 店舗	301 店舗	263 店舗	255 店舗
検査品目数	34 品目	42 品目	39 品目	33 品目	38 品目
検査点数	2,164 点	3,280 点	3,923 点	8,368 点	6056 点
違反点数	6 点	1 点	0 点	2 点	0 点
上記違反の 対象品目	手袋 タオル 浴室用器具	湯たんぽ	—	食事用、食卓 用又は台所用 のアルミニウ ムはく バケツ	

※平成 24 年度より県の検査対象地域は町村部のみ

エ 消費生活用製品安全法

◆立入検査の実施状況

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
立入販売店舗数	312 店舗	256 店舗	252 店舗	254 店舗	245 店舗
実 店 舗 数	109 店舗	150 店舗	155 店舗	170 店舗	167 店舗
違 反 件 数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※平成 24 年度より県の検査対象地域は町村部のみ

オ 多重債務者無料相談会（弁護士会及び司法書士会と連携）

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
開催回数	8 回	8 回	8 回	8 回	4 回
相談件数	39 件	46 件	40 件	19 件	9 件
面接	35 件	44 件	40 件	19 件	9 件
電話	4 件	2 件	0 件	0 件	0 件

(2) 消費者教育の充実

ア 特殊詐欺等悪質商法被害防止対策の推進

県警察本部と連携を図り次の事業を実施 【29 年度実施状況】

項 目	概 要
消費者教育推進 事業・特殊詐欺 被害防止講座の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等への消費者教育推進講師派遣（6 団体、参加者 432 名） ・訓練型特殊詐欺対応講座等の開催 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等対象 29 回、受講者 1,169 名 働き盛り世代対象 3 回、受講者 140 名 ・特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証（67 企業・団体、累計 1,204 企業・団体）

項 目	概 要
長野県消費者被害防止対策推進会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会議を H29.7.28 に開催 (構成団体 65 団体)
啓発資料の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「特殊詐欺、ひとつとじゃない！」キャンペーンチラシの作成・配布 (250,000 枚) ・日本郵便 (株) との連携によるかもめる (エリアメール) による注意喚起メッセージ入り暑中見舞いの作成 ・夏休み県庁見学イベントにおける祖父母への注意喚起メッセージ入り暑中見舞い葉書の作成・投函及び写真撮影 ・特殊詐欺被害啓発用ポスター (1,500 枚)、チラシ (51,000 枚)、クリアファイル (43,000 枚) を作成し、金融機関等に配布 ・特殊詐欺被害未然防止声かけシートを作成し、県内全コンビニエンスストアに配布 (2,000 枚)
高齢者見守りネットワーク構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の消費者被害防止見守り研修会の実施 H29.12.20 諏訪市 (参加人数: 35 名) H29.12.25 上田市 (参加人数: 40 名) ・啓発用グッズの作成・配布 カレンダー (10,800 部)、カードルーペ (13,200 枚)
被害防止啓発テレビ CM の制作・放送	<ul style="list-style-type: none"> ・御嶽海関を起用した架空請求詐欺被害防止啓発のテレビ CM の放映 (9 月～11 月) ・松山三四六氏、森本レオ氏を起用した働き盛り世代向けテレビ CM の放映 (9 月～12 月)、同 CM を a b n 駅前ビジョン (9 月～12 月) 及びしなの鉄道車内 CM (10、12 月) でも放映 ・松山三四六氏出演によるラジオ CM (10 月～11 月) 及び特殊詐欺啓発コーナーの放送 (10 月～11 月)
スポーツイベントと連携した特殊詐欺被害防止啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・松本山雅 F C (H29.7.8) 及び A C 長野パルセイロ (H29.9.3) との冠試合の実施 選手等との写真撮影 選手等出演による CM 放映 ピッチでのミニ講座、啓発セレモニーの実施 ・第 1 回松本マラソン (H29.10.1 (日)) におけるチラシ配布、新聞広告による啓発 (9 月～11 月)
消費生活サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の開催 (計 5 回開催) (7 月 3 回、10 月 2 回) ・既登録者の研修会を開催 (12 月 5 回開催) ・H29 年度新規認定者数: 59 名 ・H29 年度末認定者数: 322 名 ・活動についてのアンケートを 29 年 6 月現在までに登録されていた全サポーター 267 名を対象に実施。187 名から回答があった。(回収率 70%)

項目	概要
特殊詐欺等悪質 商法被害防止街 頭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、年金支給日の街頭啓発活動を実施 第21回 H29. 4. 14 (金) 第22回 H29. 6. 15 (木) 第23回 H29. 8. 10 (木)、8. 15 (火) 第24回 H29. 10. 13 (金) 第25回 H29. 12. 15 (金) 第26回 H30. 2. 15 (木)

イ 消費生活情報の提供

対象	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
消費者全般	ホームページ	通年	通年	通年	通年
	メールマガジン	月1回配信 (月初めの開 序日)	月1回配信 (月初めの開 序日)	月1回配信 (15日ごろ)	月1回配信 (15日ごろ)
	くらしまる得 情報	年4回発行 (6, 9, 12, 3月)	年4回発行 (6, 9, 12, 3月)	年4回発行 (6, 9, 12, 3月)	年4回発行 (6, 9, 12, 3月)
	啓発資料	ストップ!消 費者被害(改 定版)			
高齢者	関ブロ共同 キャンペーン	9月 (ポスター・リ ーフレット配 布、特別相談)	9月 (ポスター・リ ーフレット配 布、特別相談)	9月 (ポスター・リ ーフレット配 布、特別相談)	9月 (ポスター・リ ーフレット配 布、特別相談)
	啓発資料	特殊詐欺等悪 質商法被害防 止対策事業と して実施	特殊詐欺等悪 質商法被害防 止対策事業と して実施	特殊詐欺等悪 質商法被害防 止対策事業と して実施	特殊詐欺等悪 質商法被害防 止対策事業と して実施
若者	関ブロ共同 キャンペーン	1～3月 (ポスター・リ ーフレット配 布・掲示、特別 相談)	1～3月 (ポスター・リ ーフレット配 布・掲示、特別 相談)	1～3月 (ポスター・リ ーフレット配 布・掲示、特別 相談)	1～3月 (ポスター・リ ーフレット配 布・掲示、特別 相談)
	啓発資料	多重債務啓発 資料(高校3 年生等)	多重債務啓発 資料(高校3 年生等)	多重債務啓発 資料(高校3 年生等)	多重債務啓発 資料(高校3 年生等)

ウ 悪質商法についての注意喚起情報の提供

年 度	内 容 等
29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS を用いて有料動画の未払い料金为名目で金銭を支払わせようとする事業者に注意してください。 ・ 「高齢者支援センター」などと名乗る業者からのハガキにご注意ください。 ・ 不用品を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた？高齢者を中心に訪問購入のトラブルにご注意ください。 ・ 「お試し」のつもりが「定期購入」に！～健康食品等のネット通販では、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう～ ・ 架空請求詐欺で 1,510 万円の被害が発生！～身に覚えのないハガキにご注意を！～ <p style="text-align: right;">など</p>
28 年度	15 件
27 年度	18 件
26 年度	22 件
25 年度	23 件
24 年度	26 件
23 年度	19 件
22 年度	13 件

エ セミナー・講座の開催、消費者との意見・情報交換

◆くらしのセミナー等

	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
	29 回	1,334 人	25 回	1,213 人	22 回	1,087 人	27 回	984 人
テ マ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止見守りネットワーク構築 ・ スマートセーフティ ・ だまされる心理 ・ 食生活と健康食品 ・ 終活講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「機能性表示食品制度」って何？ ・ 特殊詐欺、ひとつとじゃない！ ・ 聞いて学ぼう！通信販売 ・ 電力の小売全面自由化が始まります！ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信サービスに関する消費者保護ルール、仲間づくりは笑いから ・ 特殊詐欺をなくすために私たちができること ・ 衣類等の洗濯表示が新しくなります！～新しい記号と意味を学んで洗濯・クリーニングトラブルを防ごう！～ ・ 片付け講座～安全で快適な暮らしの始め方～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示について、楽しく食べて健康に ・ 自分を守る、家族を守る～特殊詐欺・くらしの防犯講座 ・ 住宅賃貸借・よくあるトラブルと対処法 ・ 楽しい旅のアドバイス ・ 生命保険学習会～ 				

◆出前講座（学校関係）

区 分	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
大学・短大・専門	25 回	5,462 人	24 回	5,288 人	12 回	3,270 人	16 回	3,697 人
高校	8 回	581 人	4 回	170 人	23 回	1,188 人	53 回	2,102 人
中学校	13 回	321 人	1 回	22 人				
小学校	1 回	35 人						
特別支援学校	2 回	53 人			1 回	25 人		
教員・その他			7 回	272 人			3 回	108 人
計	49 回	6,452 人	36 回	5,752 人	36 回	4,483 人	72 回	5,907 人

◆出前講座（団体・その他）

区 分	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
消費者団体 (消費者の会含む)	31 回	831 人	29 回	637 人	24 回	518 人	29 回	643 人
福祉事業従事者向け	15 回	3,864 人	16 回	4,953 人	7 回	287 人	3 回	60 人
高齢者向け	73 回	3,010 人	92 回	2,864 人	84 回	2,513 人	61 回	2,175 人
企業	1 回	47 人	5 回	224 人	10 回	276 人	4 回	102 人
その他	22 回	2,118 人	36 回	1,444 人	28 回	5,408 人	38 回	5,771 人
計	142 回	9,870 人	178 回	10,122 人	153 回	9,002 人	135 回	8,751 人

◆生活設計金銭教育 : 県金融広報委員会との連携による普及啓発

オ 消費者教育推進講師の派遣

平成 29 年度 : 6 団体 (小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校、養護学校 1 校、
P T A 1 団体、教育課程研究協議会 1 団体)

参加者 432 人

団体名 (実施日)	テーマ	派 遣 講 師	参加人数
長野市 P T A 連合会 犀北ブロック 親の会 (H29. 7. 22)	教育費の準備や家計について 考えよう (第 1 部) おこづかいの使い方などを子 供に教えよう (第 2 部)	ファイナンシャルプランナー キャリアカウンセラ 合田 菜実子 氏 長野県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 宮原 則子 氏	保護者 : 141 教員 : 12 計 153

団体名 (実施日)	テーマ	派遣講師	参加人数
上伊那地区教育課程研究協議会 技術家庭科・家庭科委員会 (H29.10.11)	新学習指導要領で生かす消費者教育	長野県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 宮原 則子 氏	教員： 42 計 42
長野市立裾花中学校 (H29.11.29)	計画性のない消費について	長野県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 宮原 則子 氏	中3： 30 教員： 2 コミュニティスクール役員： 1 計 33
小諸市立千曲小学校 (H29.12.1)	身に着けたい情報モラル インターネットの危険から子どもを守る親の責任	一般社団法人セーフティネット総合研究所 所長 南澤 信之 氏	児童： 31 教員： 12 保護者： 8 計 51
伊那養護学校 (H30.1.18)	ケータイ、スマホの安全な使い方	一般社団法人セーフティネット総合研究所 所長 南澤 信之 氏	中等部 1～3 高等部 1～3 ： 60 教員： 20 計 80
松本筑摩高等学校 (H30.1.24)	生活設計の立て方	長野県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 宮原 則子 氏	定時制 高4： 68 教員： 5 計 73

(3) 消費生活相談体制等の充実

ア 消費者被害救済の充実

事業名	事業内容等
消費者被害救済委員会の運営	設置年月：平成 21 年 8 月 付託実績：0 件 委員会開催：年 1 回 平成 30 年 3 月 14 日開催 【あっせん不調案件の相談概要の情報提供を行っている（4 半期毎）】 消費者被害が多発した事案や消費者の利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じ、あっせん・調停を行う委員会を設置・運営

イ 市町村相談体制の強化・支援

事業名	27 年度		28 年度		29 年度	
	市町村数	実施額	市町村数	実施額	市町村数	実施額
ア 消費生活相談機能整備事業・強化事業 [消費生活センター等の設置]	1	30	4	772	4	201
イ 消費生活相談員養成事業 [消費生活相談員養成のための研修参加支援]						
ウ 消費生活相談員等レベルアップ事業 [担当者のレベルアップのための研修参加支援]	16	1,543	15	1,468	13	1,280
エ 消費生活相談体制整備事業 [消費生活相談員の配置]	13	18,311	19	21,686	24	25,837
オ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 [啓発、消費者教育等]	23	19,525	22	21,974	24	11,926
計	29	39,409	28	45,900	32	39,244

(4) 関係団体等との連携強化

ア 消費者団体との意見・情報交換

- 消費者団体連絡協議会との懇談会の開催（1 回）
- 「市町村消費者行政窓口と消費者団体、消費生活サポーターとの懇談会」
(消費者団体連絡協議会主催、県下 9 会場)

イ 消費者団体等活動支援事業に対する助成

- 平成 24 年度から、県内の民間団体が実施する消費者問題に関する学習会、講演会などの経費に対して補助することにより、団体活動の支援を実施

24年度	5団体	2,226千円
25年度	6団体	1,298千円
26年度	5団体	552千円
27年度	4団体	829千円
28年度	6団体	1,319千円
29年度	4団体	827千円

ウ 適格消費者団体設立に対する助成

○平成29年度から、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、適格消費者団体の認定を目指す団体を支援することにより、県内における適格消費者団体の設立を促進。

29年度 1団体 1,359千円

(5) 第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画の策定

ア 策定経緯

5月～8月 県民、関係機関、有識者等からの意見聴取、アンケート調査
(2会議、2団体、有識者7名、4調査)

8月28日 長野県消費生活審議会へ諮問

9月20日 審議会において消費者団体から意見を聴取(6団体9名)

10月11日 審議会において答申素案を検討

10月17日～11月2日 答申素案に対するパブリックコメントを実施(意見5件)

11月15日 審議会において答申案を検討、確定

12月14日 審議会から県に対し答申

1月23日～2月21日 県計画案に対するパブリックコメントを実施(意見8件)

3月23日 部局長会議において決定

イ 計画全文、概要パンフレットは別添のとおり